

31生私行第1510号

令和元年 7月 3日

各私立外国人学校設置者 殿

東京都生活文化局私学部長

濱田 良廣

(公印省略)

外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の認可申請時の留意事項等について（通知）

「外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の設置認可取扱等内規」（以下、「内規」という。）の一部改正については令和元年7月3日付31生私行第1339号により通知したところですが、外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校の認可申請時の留意事項等について下記のとおりお知らせいたします。

記

1 就学義務について

内規に基づき認可する外国人学校は、学校教育法第134条に定める「各種学校」であり、学校教育法第1条に定める「学校」でないため、日本国籍を有する満6歳から満15歳までの子を就学させても、保護者は学校教育法第17条に規定された就学義務を履行したことにはなりません。そのため、区市町村教育委員会から就学義務の猶予・免除が許可されていない日本国籍の児童・生徒を入学させることは出来ません。

このことについては、学校ホームページ、募集要項等の媒体や説明会等の機会を通じて、あらかじめ保護者に周知するとともに、義務教育年齢にある日本国籍児童・生徒の入学を希望する保護者に対し、漏れなく説明してください。

2 学校設置認可申請又は収容定員変更認可申請における提出書類について

提出書類は「私立専修学校各種学校事務処理手引」P308～309のとおりですが、設置趣意書（学校設置認可申請の場合）又は変更概要（収容定員変更認可申請の場合）に以下（1）及び（2）の内容を記載するとともに、根拠資料も併せて提出してください。

- （1）時期や校地校舎の位置、社会的な背景の観点から、外国人児童・生徒を対象とする私立各種学校を設置する理由及び必要性を具体的に記載するとともに、根拠資料を提出してください。

<根拠資料の例>

- ・当該地域において新たに外国人児童・生徒の需要が生じることの根拠となる客観的・具体的な資料
 - ・外国人学校誘致が明記された自治体の計画書や要望書
 - ・外国人学校誘致が明記された都市計画
- (2) 入学を想定している児童生徒やその確保の見通しも具体的に記載するとともに、客観的なデータを用いた根拠資料を提出してください。

<根拠資料例>

- ・公的機関や企業等が実施した、当該地域における外国人児童生徒の各種学校への就学需要調査
- ・既設校の場合は、過去数年間の在籍者数、応募状況、在校生アンケート結果

3 定員の取扱いについて

定員は、開校時(収容定員変更の場合は定員変更時)に入学が想定される人数(上記2(2)で示される人数)としてください。後年度に定員増を予定している場合、その都度改めて根拠資料を添えて収容定員変更認可申請を行う必要があります。

4 申請内容の履行状況報告について

学校設置認可申請や収容定員認可申請の認可後において、認可時の留意事項への対応状況、生徒の入学状況及び教員の就任状況など、認可された要件の履行状況を確認するため、認可後最初の学年の始期に、報告書を作成の上、提出してください。(報告書の記載内容については認可時にお知らせいたします。)

認可された要件が履行されず、改善されない場合は、学校名及びその内容等について公表することがあります。

5 内規第3(2)及び第4(2)について

内規第3(2)及び第4(2)に規定する「国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産等で、所有することが困難な場合」とは、国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合のほか、以下(1)～(3)の要件を全て満たすものを指します。

- (1) 外国人学校の設置者が、設置者側の事情に因らず、校地及び校舎又は校地若しくは校舎を所有することが困難である。
- (2) 都市計画や自治体の計画書に外国人学校の誘致が明記されている。
- (3) 設置者が、外国人学校運営の実績を持っているとともに、生徒確保の具体的な根拠が確認でき、収支が均衡することが確認できる。